

令和8年2月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和8年3月6日・9日

場 所 第4委員会室



令和8年3月6日(金曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第45号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第50号 令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)
- 議案第51号 令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第52号 令和7年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 令和7年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
  - ・日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について

出席委員(7人)

委員 長	川 添 博
副委員 長	下 沖 篤 史
委員	山 下 博 三
委員	二 見 康 之
委員	野 崎 幸 士
委員	井 本 英 雄
委員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 長 倉 佐和子

環境森林部次長 (総括)	塩 田 康 一
環境森林部次長 (技術担当)	右 田 憲史郎
環境森林課長	川 越 勉
再造林推進室長	鳥 原 賢 治
環境管理課長	黒 木 誠
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	太田原 潤 一
森林経営課長	宮 川 美 品
山村・木材振興課長	笹 山 寿 樹
みやざきスギ 活用推進室長	川 本 芳 光
林業技術センター所長	松 永 雅 春
木材利用技術 センター所長	川 畑 昭 一

農政水産部

農政水産部長	児 玉 憲 明
農政水産部次長 (総括)	原 田 大 志
県参事兼農政水産部次長 (技術担当)	柳 田 敬
畜産局長	林 田 宏 昭
農村振興局長	戸 高 久 吉
水産局長	西 府 稔 也
農政企画課長	梶 原 正 太 郎
団体指導検査課長	田 村 真 一
農業流通ブランド課長	押 川 裕 文
農業普及技術課長	吉 野 史 男
農産園芸課長	白 石 浩 司
畜産振興課長	鴨 田 和 広
家畜防疫対策課長	坂 元 和 樹
農村計画課長	井 上 周 二
農村整備課長	山 内 敏 雄
担い手農地対策課長	堀ノ内 修
水産政策課長	西 田 貴 亮
漁業管理課長	安 田 広 志

漁港漁場整備室長	宇治橋 正 行
工 事 検 査 監	永 野 浩 一
総合農業試験場長	下 田 透
畜産試験場長	水 野 和 幸
県立農業大学校長	戸 高 和 也
水産試験場長	大 村 英 二

事務局職員出席者

議 事 課 主 事	黒 木 燿一朗
議事課主任主事	前 鶴 彩 友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案につきまして、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 資料の2ページの目次を御覧ください。

本日御審議いただきます議案は、予算議案の議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」、議案第50号「令和7年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）」、議案第51号「令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第52号「令

和7年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）」の計4件でございます。

資料3ページを御覧ください。

この表は、議案第45号をはじめとする4つの予算議案に関する環境森林部の歳出予算を課別に集計したものでございます。

表の左から3列目、Bの欄、議案第45号の一般会計の補正につきましては、執行残に伴う減額や国の補正予算に伴う増額などの必要な措置を行うものであります。

その右のC、D、Eの欄の議案第50号、議案第51号、議案第52号の特別会計の補正につきましては、事業費の確定に伴う補正など必要な措置を行うものであります。

今回の補正では、表の2行目、一般会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にございますように、議案第45号の14億6,775万円の減額をお願いしております。この結果、一般会計の補正後の額は、245億153万3,000円となります。

また、表の中ほど、特別会計の行を横に見ていただいて、補正額の欄にございますように、議案第50号の1,726万円の減額、議案第51号の1,326万円の増額、議案第52号の439万1,000円の増額をお願いしております。この結果、特別会計の補正後の額は、12億4,123万3,000円となります。

また、表の1行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、257億4,276万6,000円となります。

資料4ページを御覧ください。

議案第45号の繰越明許費補正について一覧にしております。

まず、追加であります。計25事業で、国の補正予算の関係により事業実施期間が不足することや、工法の検討等に日時を要したことなど

から翌年度への繰越しが必要となるもので、合計で31億2,095万6,000円の繰越しをお願いするものであります。

資料6ページを御覧ください。

次に、変更であります。計6事業で、関係機関との調整等に日時を要したことや、国の補正予算の関係等により工期が不足することなどから、合計で8億6,939万円の繰越額の増額をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

**○川添委員長** 次に議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○川越環境森林課長** 環境森林課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページを御覧ください。

環境森林課の補正額は、表の左から3列目の補正額の欄にありますように、一般会計で3億3,930万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、35億5,042万4,000円となります。

それでは、主な補正の内容について御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

表の一番上、(目)環境衛生総務費(事項)職員費の3,441万9,000円の減額及び表の上から3番目、(目)林業総務費(事項)職員費の1億1,613万2,000円の減額ですが、これは人事異動等により執行見込額との間に差額が生じたことによるものであります。

表の上から2番目、(目)環境保全費(事項)

地球温暖化防止対策費の4億4,852万8,000円の増額ですが、主なものとしましては、説明及び事項名欄の1、「県有施設脱炭素化事業」の2,341万7,000円の減額、3、「電力自家消費サポート事業」の4億7,600万円の増額になります。

1の「県有施設脱炭素化事業」は、県有施設へ太陽光発電設備やLED照明を導入し、温室効果ガスの排出削減を図るものであります。太陽光発電設備の導入予定施設が見込みを下回ったため減額するものであります。

3の「電力自家消費サポート事業」は、後ほど御説明いたします。

次に、上から4番目、(目)林業振興指導費(事項)森林環境教育推進費の339万1,000円の減額であります。

この事業は、地域や学校での自然体験活動等を通して森林環境教育を実施するものであります。本年度モデル地区としている国富町での活動内容を検討した結果、経費が削減されたこと等による執行残を減額するものであります。

資料9ページを御覧ください。

2番目の(事項)森林管理推進費の3,123万1,000円の増額ですが、主なものとしましては、右の3、新規事業「森林の集積・集約化実証事業」の3,300万円であります。これは、国の補正予算により森林の集積・集約化の構想作成に向けた地域の合意形成等の実証を行うものであります。

次の(事項)みやざきスマート林業推進費の519万円の減額ですが、これは、右の2、「林業用ドローン操縦者技能証明取得支援事業」において、ドローン操縦者技能証明の取得費用に対する補助金の申請件数が見込みを下回ったため減額するものであります。

続きまして、10ページを御覧ください。

継続事業「電力自家消費サポート事業」であります。予算額は、右上に記載のとおり4億7,600万円であります。

事業の目的ですが、エネルギー価格高騰の影響を受けている家庭や事業者を対象に、蓄電池やLED照明の導入を支援することで、電力購入量の削減や温室効果ガスの排出削減を図るものであります。

次のページを御覧ください。

現状と課題のところですが、円グラフにありますように、家庭や事業所におけるエネルギーの使用量の多くを電力が占める中、右側のグラフにお示ししているとおり、電力料金の平均単価は近年上昇傾向にあります。

また、FIT（固定買取価格制度）の売電を終了した家庭では売電単価よりも電力購入単価のほうが高くなっている状況にあり、言わば安く売って高く買う、そのような状況になっております。

このような状況を踏まえまして、事業内容及び効果に記載のとおり、電力の自家消費率の向上に資する蓄電池や省エネ効果の高いLED照明の導入支援を行うこととしております。

**○黒木環境管理課長** 環境管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4,526万5,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は4億771万6,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

(目) 環境保全費、上から2番目の(事項)

大気保全費の補正額552万3,000円の減額であります。

説明及び事業名欄の1の「大気汚染常時監視事業」の424万9,000円の減額は、常時監視測定機器の更新に係る入札執行残などによるものであります。

次に、その下の(事項)水質保全費の補正額270万7,000円の減額であります。

5の「硫黄山河川白濁対策推進事業」の126万7,000円の減額は、水質改善施設の補修工事に係る執行残によるものであります。

次に、2つ下の(事項)放射能測定調査費の補正額143万3,000円の減額であります。これは、放射能測定機器点検業務委託の執行残などによるものであります。

次の14ページを御覧ください。

上から2番目の(事項)公害保健対策費の補正額3,150万2,000円の減額であります。

1の公害健康被害補償対策費の2,439万8,000円の減額は、土呂久公害による慢性ヒ素中毒症の認定患者の方々に対する医療費や遺族補償費一時金等の給付額が、当初の見込額を下回ったことなどによるものであります。

次に、2つ下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費の補正額202万5,000円の減額であります。

3の「浄化槽整備支援事業」の117万9,000円の減額は、市町村に対する合併処理浄化槽の設置等に係る補助におきまして、市町村の要望基数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

**○長友循環社会推進課長** 循環社会推進課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目の補正額の欄

にありますように、一般会計で5,592万4,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目にありますように、補正後の額は6億250万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

資料の16ページを御覧ください。

歳出予算説明資料の(目)環境保全費(事項)一般廃棄物処理対策推進費の補正額642万6,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明及び事業名欄の2の「海岸漂着物等地域対策推進事業」の593万4,000円の減額で、これは海岸漂着物に関する組成調査業務委託に係る入札執行残などを減額するものであります。

次に、(事項)産業廃棄物処理対策推進費の補正額3,950万2,000円の減額であります。

主なものとしましては、5の産業廃棄物税基金積立金2,377万2,000円の減額であります。これは産業廃棄物税の税収見込みの減によるものであります。

次に、(事項)廃棄物減量化・リサイクル推進費の補正額999万6,000円の減額であります。

主なものとしましては、1の「循環型社会推進総合対策事業」674万3,000円の減額で、これは、排出事業者や処理事業者が行うリサイクル施設の整備等に対する補助金につきまして、交付決定を受けた機器の導入を、次年度に変更した事業者があったことによる補助金の執行残などによるものであります。

**○太田原自然環境課長** 自然環境課の補正予算について御説明いたします。

資料17ページを御覧ください。

自然環境課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄になりますが、一般会計のみで9億

4,299万2,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正の額は、右から3列目の補正後の額にありますように、45億8,938万9,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

(目)治山費の主な補正額であります。 (事項)山地治山事業費の補正額2億7,517万3,000円の減額、また、一番下の(事項)保安林整備事業費の補正額1億2,297万3,000円の減額は、右側の説明及び事業名の欄に記載してありますように、共に国庫補助決定に伴う補正であります。

次に、20ページを御覧ください。

(目)狩猟費の主な補正額ですが、次の21ページの(事項)鳥獣管理費の補正額936万7,000円の減額であります。これは、3の「シカ捕獲等特別対策事業」において、主に県が実施する鹿、イノシシの捕獲事業について国からの配分が少なかったことから減額するものであります。

次に、(目)公園費の主な補正額ですが、22ページを御覧ください。

1番目の(事項)自然公園等整備事業費の補正額1億3,103万5,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴う補正であります。

最後に、一番下、(目)林業災害復旧費(事項)治山施設災害復旧費の補正額2億8,820万円の減額であります。これは、今年度、治山施設の被害が少なかったことから国庫補助決定に伴う補正であります。

**○宮川森林経営課長** 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額

の欄にありますように、一般会計で9億7,285万7,000円の減額、特別会計で400万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように、一般会計と特別会計を合わせまして122億580万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費の一番上の(事項) 森林計画樹立費の補正額6,206万円の増額であります。これは、説明及び事業名の欄の1の(1)「森林資源情報整備推進事業」において、国の補正予算により航空レーザ計測を実施することなどによるものであります。

次の(目) 造林費の一番上の(事項) 森林整備事業費の補正額5億7,788万7,000円の減額であります。これは、森林所有者などが行う植栽や下刈りなどの森林整備を支援するもので、国庫補助決定に伴い減額するものであります。

次の(事項) 再造林推進事業費の補正額8,575万円の減額であります。これは、伐採即再造林の一貫作業システム構築による再造林を支援するもので、国庫補助決定に伴い減額するものであります。

次の(事項) 森林機能保全対策総合整備事業費の補正額9,817万9,000円の増額であります。これは、右側の欄1の「合板・製材・集成材国際競争力強化総合対策事業」において、国の補正予算により製材工場等へ木材を安定的に供給するための間伐や路網整備などを支援することによるものであります。

25ページを御覧ください。

次の(事項) 再造林対策事業費の補正額4,912万6,000円の増額であります。

右側の欄5の新規事業「花粉の少ない森林への転換促進事業」4,000万円について御説明いたします。

これは、国の補正予算により杉花粉症の発生源となっている人工林について、花粉の少ない森林への転換を目的として、伐採が計画されていない森林の所有者に対して伐採・植え替えへの働きかけを行い、その活動や伐採を支援するものであります。

その下6の新規事業「コンテナ苗生産緊急支援事業」につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、(目) 林道費であります。

26ページを御覧ください。

一番上の(事項) 森林環境保全整備事業費3億9,598万円の減額であります。これは、持続可能な林業経営のための森林施業に必要な路網整備を行うもので、国庫補助決定に伴い減額するものであります。

27ページを御覧ください。

特別会計であります。

一番上の(目) 基本財産造成費の(事項) 県有林造成事業費の補正額1,517万7,000円の減額であります。これは、間伐予定地において搬出方法等を見直す必要があり、次年度以降の実施となったため、間伐面積が減少したことなどに伴う減額であります。

中ほどの(目) 拡大造林事業費の(事項) 県行造林造成事業費の補正額1,534万4,000円の増額であります。これは、主伐による立木売払い収入に伴う分収交付金が増額したことなどによるものであります。

28ページを御覧ください。

新規事業「コンテナ苗生産緊急支援事業」、予算額は1,950万円であります。事業の目的は、

物価高騰等の影響を受け生産経費が上昇している苗木生産者に対し、生産経費の一部を支援するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

再造林を効率的に進めるためには、活着がよく、通年植栽が可能なコンテナ苗の安定供給が必要不可欠であります。資材費の高騰や賃金単価の上昇に伴い、生産コストが年々上昇しております。

このような中、コンテナ苗の生産経費の上昇により、経営不安を抱える生産者が増えますと、苗木の安定供給に支障を来すことになり、再造林推進にも悪影響を及ぼすこととなります。

このため、事業内容及び効果にありますとおり、資材費高騰等に伴う生産経費上昇分に対する支援として、スギコンテナ苗生産者に対して1本当たり10円以内の補助を行うこととしております。これにより、スギコンテナ苗生産者の経営安定化を図りたいと考えております。

**○笹山山村・木材振興課長** 山村・木材振興課の補正予算について御説明いたします。

資料30ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億998万8,000円、林業改善資金特別会計で439万1,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり、一般会計と特別会計を合わせまして43億8,693万2,000円となります。

それでは、主な補正の内容について御説明いたします。

31ページを御覧ください。

(目) 林業振興指導費、一番上の(事項) 林業・木材産業構造改革事業費 2億7,171万5,000円の増額であります。

主な理由としましては、説明及び事業名欄2の「木材産業経営コスト削減支援事業」において、国の補正予算に伴い2億円の増があることによるものです。この事業につきましては後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項) 木材産業振興対策費の710万5,000円の減額であります。

これは、主に5の「林地残材流出防止・搬出促進事業」における補助申請が当初の想定より少なかったことに伴い減額するものです。

次に、一番下の(事項) 木材需要拡大推進対策費の1,117万4,000円の増額ですが、これは、主に2の「みやざき木の建築モデル普及事業」における提案設計支援の補助申請が当初の想定より少なかったことに伴い2,420万円の減額がある一方で、4の新規事業「みやざき木の街プロジェクト」物価高騰対策支援事業」において、国の補正予算に伴い3,800万円の増があることによるものです。この事業につきましては後ほど御説明いたします。

32ページを御覧ください。

一番下の段、(事項) 林業担い手総合対策基金事業費3,526万円の減額であります。

これは、主に、1の「再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業」において、ドローン等の高額な機材等の補助申請がなかったこと、4の「森林の仕事生き生き定着促進事業」における補助申請が当初の想定より少なかったことに伴い減額するものです。

33ページを御覧ください。

上から2段目の(事項) 林業担い手育成研修費2,341万5,000円の減額であります。

これは、主に1の「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業」において、給付金の補助申請が当初の想定より少なかったことに伴

い減額するものです。

次に、その下の（事項）しいたけ等特用林産物振興対策事業費1,326万5,000円の増額であります。これは、主に3の「特用林産業新規就業者ワーキング支援事業」における補助申請が当初の想定より少なかったことに伴い減額する一方で、4の新規事業「原木しいたけ種駒購入サポート事業」及び5の「宮崎県きのこの生産資材導入支援事業」において、国の補正予算に伴い、それぞれ952万円、1,540万円の増があることによるものです。

4の新規事業「原木しいたけ種駒購入サポート事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

34ページを御覧ください。

林業改善資金特別会計における（目）林業振興指導費、（事項）林業・木材産業改善資金対策費439万1,000円の増額であります。

この資金は、林業従事者や木材産業事業者等に対する設備資金等の無利子貸付金であります。次年度以降の融資原資として、当初予算で計上した準備金について、前年度決算の確定等により増額となったことに伴い、適切に処理するものでございます。

35ページを御覧ください。

新規事業「原木しいたけ種駒購入サポート事業」で、予算額は952万円であります。事業の目的ですが、原木シイタケ生産における高騰する種駒の購入を支援し、持続的な生産を通じて地域産業の活性化を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

燃油・資材価格の高騰が生産者の生産意欲を減退させるなど、原木シイタケの減産を招いている要因の一つとなっております。生産資材のうち原木シイタケの種駒価格は、令和4年度か

ら約2割高騰し、生産者の経営を圧迫している状況にあり、物価高騰対策について生産者等から再三要望を受けているところでございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

原木しいたけ種駒購入サポートでは、年間植菌量が1万駒以上の原木シイタケ生産者に対しまして、種駒価格の上昇分の2分の1を支援いたします。本取組により、原木シイタケ生産者の経費負担の軽減を図り、生産意欲の向上及び種駒植菌量を維持することにより、原木シイタケの生産量を確保してまいります。

資料の37ページを御覧ください。

「木材産業経営コスト削減支援事業」で、予算額は2億円であります。

事業の目的ですが、燃油・資材価格の高騰等の影響を受けている中小の製材工場等に対して、経営コストの削減に必要な設備等の導入や更新を支援し、経営の安定、改善を図るものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

燃油価格等の高騰の影響などにより製材工場等の経営環境は一段と厳しいものとなっております。木材の加工・流通コストが上昇する中、製品への価格転嫁は難航し、コスト増加分を製材工場等自らが吸収せざるを得ない状況にあります。加えて、機械設備や保守用の部品などの経費も高騰しており、老朽化設備の更新が進まず、生産性低下が懸念されている状況にあります。

このため、物価高騰への影響緩和や製造コストの削減が求められており、緊急的な支援について業界等から再三要望を受けているところでございます。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

本事業では、木材乾燥施設における木質ボイラーへの転換や木材加工流通施設での製材ライ

ンの効率化など、省エネ等につながる施設・設備の導入、更新に要する経費を支援いたします。本取組により、製造コストを削減し、木材産業の経営の安定、改善を図ってまいります。

続きまして、39ページを御覧ください。

新規事業「「みやざき木の街プロジェクト」物価高騰対策支援事業」で、予算額は3,800万円であります。

事業の目的ですが、物価高騰等の影響により収益が大きく減少するなど大変厳しい状況にある県内木材産業の経営持続性を緊急的に確保するため、内装材や調度品など高付加価値な製材品の需要拡大を推進するものであります。

次のページの現状と課題を御覧ください。

現在、国内では新設住宅着工戸数の減少等に伴い木材需要が低迷しており、建築コストの増加や製造に係る燃料費や人件費が高騰する中で、木材製品の価格転嫁が難航していることから、製材工場等の経営は大変厳しい状況にあります。

他方で、暖かみを感じられる木材は様々な利用効果があるとされており、企業のオフィスや地域の学校等での木質化が検討されますが、コスト面でのハードルにより実現に至らないケースが多く、需要に結びついておりません。

その下の事業内容及び効果を御覧ください。

①の「「みやざき木の街プロジェクト」物価高騰対策支援」では、林野庁が提唱し、本県も昨年の10月に宣言した森の国・木の街づくり宣言に参画する民間企業や自治体等に対して、県産材活用の取組を県民にPRすることを条件に、オフィス、営業所、学校、児童センターなどの施設における県産材を活用した木質化や木製調度品の導入を支援いたします。

②の「「みやざき木の街プロジェクト」普及啓発事業」では、テレビCMやSNS等様々な

媒体を活用して、木材利用の意義や効果を広く周知いたします。

これらの取組により、県民の職場環境や学習環境を中心に、内装材・外装材や木製調度品など高付加価値な製品需要を創出し、本県木材産業の経営持続性を確保してまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○山下委員 まず、資料9ページですけれども、みやざきスマート林業推進費が減額になってるんですが、ドローンの資格は今どういう人たちを対象にどれぐらい取得されてるのか、その辺を教えてください。

○鳥原再造林推進室長 令和7年度の実績見込みとしまして、39名の方が受講して、補助金の申請が出てきております。

対象としておりますのは、各事業体の従業員の方——森林組合等が比率としては多くなっております。

○山下委員 全て合格されてますか。それと、ドローンの資格を取るのに、どれぐらいの経費がかかるのか教えてください。

○鳥原再造林推進室長 この39名の方は免許取得、合格するというを前提に、最終的に合格された方に対して補助金を交付するという形になっております。予定としては、39名全員ということになっております。

単価としましては、この39名の申請事業費で平均しますと、令和7年度で25万円ぐらいになっております。補助金としましては、その2分の1という形で支援しております。

○山下委員 分かりました。25万円かかって半分が助成対象ということですね。

そして、ドローンの資格というのは、機種が

変わったりしてくると再度受けないといけない  
——免許更新はどうなってますか。

**○鳥原再造林推進室長** 今回こちらで補助して  
支援しております資格としましては、国家資格  
で2等の資格ということで、高度が150メートル  
以内とか、あとは目視以外も申請せずにできる  
ような資格になっております。

機材関係につきましては、国家資格について  
はどの機種についても対応しております。ただ、  
民間資格では特定のメーカーの実施する講習を  
受けて、民間の資格として取得することはでき  
るようです。

**○山下委員** ドローンは、例えば材積を調べたり、  
境界明確化、その辺につながると思うんです。  
そこ辺がどう生かされてるか、そこの検証  
がされていけば教えてください。

**○鳥原再造林推進室長** まず、材積とか調べる  
場合には、レーザ計測機器が必要になります。  
ドローンにつけて上空から撮影して、樹高、胸  
高直径などを測るんですけども、その機材は  
ドローンとは別に導入しないといけない機材に  
なります。

あと、境界確認につきましては、今年度まで  
研修を実施しています。まず、ドローンで空中  
写真を撮り、ゆがみを補正するソフトを利用して、  
精細化を行う。そこに境界を落とし込み、  
確認するというような作業を、今年度研修で  
やっております。

今年度、県の委託事業でレーザ計測で林業公  
社の山などを計測した結果としましては人力で  
やるのと相違ないということでした。来年以  
降はそういった形の取組を推進していこうと考  
えております。

**○山下委員** ドローンの普及が進めば、より早  
期に境界明確化とか、そういう分析をしていか

ないといけないと思うんですが、それに対する  
補助の充実——各森林組合等の団体で取り組め  
ば、それに対するアフターフォローというのは、  
もうしっかりされてるという理解でよろしいで  
すか。

**○鳥原再造林推進室長** 機材を導入されてる事  
業体は、県の調査で毎年度上がってきておりま  
す。そこが、その機材によって空中写真だけの  
ドローンとか、レーザ計測できる機械を持って  
いるところは今のところ少ないんです。空中写  
真については精細写真化して活用できるような  
研修会を今年も実施しております。レーザ計測  
については、まだ今後の課題だと考えておりま  
す。

**○山下委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思  
います。

林業大学校では、このドローン資格を皆に取  
らせているのでしょうか。

**○松永林業技術センター所長** 林業大学校では、  
民間資格ですけども今年からドローン検定3  
級の資格を取るようにしまして、今年全員合格  
したところでございます。

**○山下委員** 林業大学校は令和8年度はどれぐ  
らいの入学者がいるのですか。

**○松永林業技術センター所長** 今年は、高校の  
推薦と一般入試合わせまして20名の合格者を出  
しております。

ただ、そのうち2名の辞退がありましたので、  
今のところ18名が入校する予定となっております。

**○前屋敷委員** 資料10ページで御説明いただ  
いている「電力自家消費サポート事業」の内容に  
ついてお伺ひしたいと思います。

蓄電池の導入への補助金、それからLED照  
明導入への補助金ということで事業所と個人と

いうふうにあるんですが、蓄電池のほうには個人があるんですけども、LEDのほうは個人だとか家庭は対象にならないのか。それから、県民への申請にかかる周知徹底はどのように行われていくのか、その辺のところ少し詳しく御説明ください。

**○川越環境森林課長** まず、LED照明導入の個人は対象になるのかですけれども、各家庭のLEDの照明を付け替えるという比較的小規模なコストに支援するということになりますので、そういった支援につきましては各市町村で対応していただくようお願いしております。基本的には、各市町村で、例えばプレミアム商品券とかを発行していくと思いますが、そういったもので対応していただけるのかと考えているところです。

あと、周知広報につきましては、例えば、昨年度——これは継続事業でございまして、令和6年度も補正事業で令和7年度に取り組んだところなんですけど、今年度の事例でお話をしますと、新聞広告を出したりとか、ラジオ広告をしたり、SNSで発信したりとか、そういったことをやっておりますので、今回につきましてもそのような取組をやっていきたくて考えております。

**○前屋敷委員** この蓄電池の補助金で、県民に対する補助金は、定額で5万円、上限が50万円ということになっていますけれども、総枠で県民に対するこの蓄電池への補助金はどの程度組んでいるんですか。

**○川越環境森林課長** 私どもの積算でお話をしますと、蓄電池の個人で3億円ほど。また、事業者で3,600万円ほどを考えているところがあります。

**○前屋敷委員** これは直接県に申請するという

ことですか、市町村を通すのですか。

**○川越環境森林課長** この申込みとか問合せはかなり事務的に負担が大きいので、今年のお話をしますと、特定の事業者に申込みの窓口なり問合せの窓口をお願いするというので、その事業者にお金を県から払いまして、その事業者から各家庭にという流れになっております。

**○前屋敷委員** 分かりました。同じく、説明資料で37ページのところで、「木材産業経営コスト削減支援事業」ですが、県内の中小製材工場業者の方への支援になるんですけども、県内ではそういう製材工場はどの程度あるんですか。

**○川本みやざきスギ活用推進室長** 県内には120か所ほど製材工場等があるとされておりますが、この中でもあまり大きな工場は対象にしないというようなところで、大体、製材の規模的には10万平方メートルぐらいまでのところを考えてございます。

**○前屋敷委員** 10万平方メートルぐらいというので、どのくらいの業者数になるんですか。

**○川本みやざきスギ活用推進室長** 基本的には、県内の大規模工場という、日向市にございましてけれども、そこはちょっと大き過ぎるということで対象外としようと思っておりますので、基本的にはそれ以外のところの製材工場ということになります。

それから、あと製材工場以外にも当然ながら木材加工をしているところもございまして、そういったところも対象になります。

**○前屋敷委員** それでは、そういう製材業者の皆さんの申請は一応受付するということですね。

**○川本みやざきスギ活用推進室長** 今申し上げたところの製材業者並びに木材加工業者の受付をしております。

**○前屋敷委員** せっかく補助の予算がついてい

るわけですから、そういったところに申請ができるような周知徹底をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○**下沖副委員長** 資料14ページ(事項) 公害保健対策費の1、公害健康被害補償対策費の2,400万円余の減額なんですけれども、対象者はあまり変動しないと思うんですが、この見込みで減ったのはどういう要因だったのか、教えてください。

○**黒木環境管理課長** 先ほども御説明差し上げましたけれども、今回の減額の要因といたしましては、遺族補償一時金と申しまして、認定患者の方が慢性ヒ素中毒症に起因して死亡された場合に御遺族に給付するものでございます。その見込みが今年度は執行見込みがないということで、その金額が大体1,258万円ほどございますので、減額幅が大きくなったものでございます。

○**下沖副委員長** 分かりました。あと、16ページの産業廃棄物税基金積立金、こちらの2,300万円余の減額なんですけれども、産廃税は20項目あると思うんですけれども、その中で昨年と比較して結構変動があったのか、どの項目が多かったのか教えてください。

○**長友循環社会推進課長** 産業廃棄物税の税収は基金に積み立てまして、この基金を財源に産廃の排出抑制とカリサイクル促進を目的とした事業を行っております。この税は、総務部の税務課で扱っておりますけれども、この基金を積み立てる際の歳出をこの事業で上げております。

今回、税収のほうが見込みより少なかったということで、基金に積み立てる歳出も少なくなったということでございます。

○**下沖副委員長** 続いて、20ページ、先ほども出ていたドローンなんですけれども、こちらの場合は県職員が2等の国家資格を取得するの

なと思うんですけれども、取得する際、講習に行かれると思うんですが、これは職務の範囲内なのか、別なのか、教えてください。

○**太田原自然環境課長** ドローン資格取得については、公務として受講しております。

それから、受検の旅費とか、そういったのは公務で受けているという状態です。

○**下沖副委員長** ありがとうございます。ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

あと、37ページの一番下、成果指標の付加価値額、年率3%以上の増加について、この算出方法はどのようにされるのか、教えてください。

○**川本みやざきスギ活用推進室長** 対象企業の営業利益と人件費、それから減価償却費を合わせたものを付加価値額というふうにこちらでは定義いたしまして、そちらが3%上昇するというような目標を立てていただくと。要は、そういった利益というか、そういったところで評価できるような項目ということで選んでございます。

○**山下委員** 資料14ページですけれども、この合併処理浄化槽の件なんですけど、国は、過去、大淀川の水質が非常に悪いということで、いわゆる単独層から合併浄化槽に切り替えていこうという、この事業がもう20年以上になると思うんです。今どれぐらい合併浄化槽の普及率が進んでいるのか、分かったら教えていただけますか。

○**黒木環境管理課長** 令和6年度末でございまして、生活排水処理率が86.5%になっております。

○**山下委員** これは、どれほどまでを目標とされてますか。年次計画か何かあったら教えてください。

○**黒木環境管理課長** 一応、令和12年度の目標

といたしましては、91.8%を目標にしておりません。

**○山下委員** 宮崎市民の方は大淀川の水を飲んでおられますよね。上流域の畜産環境も大分環境改善がなされてきたと思うんです。その中で、今、大淀川の水質がどれぐらい改善されて、ほかにもいろんな問題を抱えてないのか、そこ辺りをお聞かせください。

**○黒木環境管理課長** 大淀川につきましては、すいません、少々お時間いただいてよろしいでしょうか。

**○山下委員** すぐ出なければ——90%以上の目標を設定されてますよね。それは、やはり大淀川の水質の改善が大前提だろうと思うんです。それだったら、常に水質の改善がどれだけなされてきているということやら、ある程度実証をしないとかなんといけないのかなと思ったから、すぐ出るかなと思って聞いたところでした。なければ、また後日でもいいです。

**○井本委員** 資料20ページ、鳥獣保護費について——戦後80年ということで、去年から私は随分本を20冊以上は読んだかなと思う。私はもう今79歳なんです。実は数えて80歳なんだけれども。本当、昔、我々たちの頃は貧しかったから、とにかくクラスの中に弁当を持ってこれない子もいました。弁当といっても、我々の時代は日の丸弁当で真ん中に梅干しがあるぐらいの弁当だったんだけど、それでも持ってこれない子がいる時代でした。あの頃に比べると本当に今は豊かになったなという感じはするんです。だけれども、やっぱりあの頃の貧しかったときのことを忘れられません。

今こんなに豊かになってきても、人間は経済、経済という欲が張って、金もうけ金もうけって相変わらずやってるわけです。これを、ちょっ

と待てよと、足るを知るという言葉があるでしょう。ほとんどの発想は経済を中心としたものかとかそういう発想でみんなやってると思うんですけども、やっぱり地球全体のこと、そして将来、100年、200年たった後の人間の姿のことも考えながら、その対応していくということは、皆さん方の環境森林部の使命じゃないのかなと思うものですから。

この鳥獣保護費って、要するに出てきた有害獣を処分するという発想。なぜ、動物が出てくるのかというのは、結局、上のほうに杉をたくさん植え過ぎて、上に食べ物が無いもんだから全部下に下りてくる。何で木を植えたかっとうかるためです。経済的な欲求から上に植えたわけでしょう。だから、そのために鹿やライノシシが全部下に下りてこざるを得ない、食べるものがない。大ざっぱに言えば、それを殺処分する構図です。

だから、経済的なものはもうこんなに豊かになったんだから、そろそろちょっと待てよと考えてもいいのではないのかなと私は思うんです。本当、これなんかはどうなんですか、計画的に何匹捕りましょうとか、何頭捕りましょうというような仕組みでやってるのか、その辺はどのような考えでやってるのか聞かせてください。

**○太田原自然環境課長** 鹿とかイノシシについては、個体数を減らしましょうということで捕獲計画をつくっています。

鹿の場合には、ある程度推定頭数というのを導き出すような式みたいなものがあるんですが、それを比較してどれだけ捕りましょうというような計画は立てております。

ただ、イノシシとかは、生息数を把握する調査というのがまだ確立されておられませんので、どれだけイノシシがいるのかとかいうのが分か

りません。ですから、一応今のところ目標としてるのが、被害額を幾らに抑えましょうというところで目標を立てているところです。

委員がおっしゃいましたように、やはり捕獲といえば、人間からすれば農作物であるとか林業被害とかいったのを減らすためにその対策を打っているということになるんですけれども、それについては、まずは自然環境課の担当としては、捕獲といったところで対策を打っております。

それと、今度は農政水産部のほうになるんですけれども、今度は環境、要するに、山のほうに餌場がなくなって下に下りてきたっていう考え方もあるんですけれども、反対に町場に餌場をつくってしまうというようなこともあるんです。要するに、収穫されない農作物をそのまま放ったらかしていけば、山から獣類が下りてきて餌づいてしまうというようなことで……

**○井本委員** 彼らだって怖いはず。本来怖いのに動物が下りてくるっていうのはあり得ないのにそれが下りてくるということは、今言ったようにおいしいものが置いてあれば下りてくるという発想もある。また、熊もそうだけど、食べる物がなくて、出てきても大丈夫だからでてくるようになってきたのでしょうか。

昔はそれを全部銃で処分していたのかもしれないですけれども、やはり保護しないとイケないということで、恐らく、今は自由に銃を撃ってはいけないことになってるわけだから、それをいいことに彼らが下りてきているということはあるけれども、基本は、彼らは怖くて、本当は上にいるべきなものを引っ張り出したのは人間のせいだと私は思ってるんです。

だから、どんなカウントの仕方をしているのか分からないけれども、どっちに重きを置くの

か、人間の経済的なことに重点を置くのか、果たしてその環境に対して重点を置くのか、その辺の計画です。皆さんが考えないと、恐らくほかの方達は考えないだろうと思うんです。

**○太田原自然環境課長** 頭数の管理ということで、今、鹿でやっているんですが、共存といいますか、そういう理想的な形は、言わば鳥獣保護区とか、国立公園、そういった保護区がありますけれども、そこではキロ平米当たり5頭、それ以外のところは\*3頭という目標がございます。ですから、それに近づけるような形で捕獲を進めていきたいと思いますというところで、鹿のほうは計画を立てているところでございます。

**○井本委員** その基準は、結局どっちに寄っているかですね。環境側に寄っているのか、それとも人間側に寄っているか。その辺のことを聞いているんです。

**○太田原自然環境課長** どちらかというよりも、共存という形で——お互いうまくいっていきましょうということで、学者の間でそういう目標の数字が議論されております。

**○井本委員** 四、五十年前は全部鹿がいなくなるだろうという考えもあったらしいが、それが多くなったんだから、本当、人間の経済的欲求に任せてたら何もかも壊してしまう可能性があるわけやから、その辺のセーブをかけるのは恐らくこの環境森林部しかないだろうと。皆さん方の哲学というか考え方をひとつよろしく願います。

**○太田原自然環境課長** 先ほど、目標頭数、5頭と3頭と申しあげましたけれども、保護区以外のところは2頭といった目標でございました。訂正させていただきます。

**○黒木環境管理課長** 先ほど山下委員からお尋

※このページ右段に訂正発言あり

ねがありました大淀川の水質についてでございますけれども、大淀川本流につきましては毎年県で公共用水域の調査を行っておりまして、令和4年度以降はBODの水質基準を満たしているということでございます。

○山下委員 私が言いたかったのは、合併浄化槽に伴う水質の改善がどれだけ進んでいるかということで、やっぱり統計はちゃんと取っとかないといけないよね、それが分かったら教えてくださいということですか。

○黒木環境管理課長 了解しました。

○川添委員長 それでは、最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時19分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長 それでは、当委員会に御審議をお願いしている議案等について御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

本日は、予算議案2件、報告事項1件、その他報告事項1件の御審議をお願いしております。

予算議案は、議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」ほか1件であります。

報告事項は、「損害賠償額を定めたこと」についてであります。

その他報告事項は、「日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について」であります。

3ページを御覧ください。

Iの予算議案についてであります。

今回の補正予算は、一般会計及び特別会計の補正で、表の一番上の農政水産部の行の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、全体で4億2,361万7,000円の増額であります。このうち、一般会計はそのすぐ下にありますとおり3億8,306万円の増額、また、特別会計は表の下から2行目にありますとおり4,055万7,000円の増額であります。この結果、農政水産部全体の補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄の一番上にありますとおり505億300万8,000円となります。

4ページを御覧ください。

議案第45号の繰越明許費の追加についてであります。

一番上の行の「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」から、7ページを御覧ください。下から2行目になりますが、「耕地災害復旧事業」まで、計36事業で131億8,715万5,000円の追加をお願いするものであります。繰越しの理由につきましては、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することや、事業主体において事業が繰越しになることなどによるものであります。

8ページを御覧ください。

同じく議案第45号の繰越明許費の変更についてであります。

一番上の「農業大学校施設緊急整備事業」をはじめ6事業について、関係機関との調整等に日時を要したことなどの理由により72億3,442万

4,000円から95億9,912万3,000円への変更をお願いします。

9ページを御覧ください。

令和7年度2月補正予算案における物価高騰対策の概要であります。

長引く燃油・生産資材価格の高騰が続く中でも、本県の農水産業の生産基盤の維持・強化を図るため、生産者の経営体質の強化と負担軽減の2つの視点で、総合的な対策を構築しております。

まず、赤枠の経営体質の強化では、生産性向上につながる取組や国内外への販路拡大を支援するなど、物価高騰に負けない農水産業に向けた対策を展開いたします。さらに、青枠の負担軽減では、セーフティーネット対策における生産者積立金に対する一部支援など、農業、畜産、水産の各分野において、生産資材価格上昇の影響緩和を図ります。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梶原農政企画課長 常任委員会資料の10ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1億5,302万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり17億716万1,000円となります。

11ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料での説明に当たりましては、左から3番目の欄の事項名で説明させていただきます。また、事項の詳細を説明する場合は、右から2番目の「説明及び事業名」の欄を用いさせていただきますが、この欄につい

ては、「説明欄」と省略させていただきます。なお、この後、各課におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

中ほどの(事項)中山間地域活性化推進費の説明欄3の(1)中山間地域等直接支払交付金6,845万円の減額でございます。

本事業は、生産条件が不利な中山間地域におきまして、集落協定に基づき、農業生産や農用地の保全活動を行う際、取組面積に応じ一定額を交付する事業でありまして、減額の理由は、主に、取組面積が所要見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、説明欄5、「元気な中山間農業・農村活性化事業」1,389万3,000円の減額でございます。

本事業は、農村集落のコミュニティーや生産基盤の強化に向けた取組を支援するとともに、地域間交流等の取組を推進することにより、中山間地域の農業・農村の活性化を図る事業でございます。減額の理由は、国庫補助決定によるものでございます。

次に、2つ下の(事項)中山間地域物価高騰対策事業費の説明欄1、新規事業「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」につきましては、次のページにて御説明いたします。

歳出予算説明資料については以上でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

新規事業「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」、予算額が2,585万円でございます。

この事業は、事業の目的にありますとおり、物価高騰の中、中山間地域農業を守る農業者等に対しまして、生産活動の継続につながる機械

等の導入や修繕費用を支援し、生産意欲の向上や多面的機能の維持及び発揮を図るものでございます。

具体的には13ページを御覧ください。

中山間地域の農家の方々から、物価高騰の影響により機械更新が困難であるとか、条件不利地でも導入可能なハード補助事業があると助かるなどの切実な御意見が挙がる中、中山間地域の小規模農家や法人に対しまして、小型の田植機やコンバインなど、棚田等の狭い農地にも対応できる機械等の導入及び既存機械等の修繕費用を支援するものでございます。これによりまして、小規模農家等の営農や集落活動の継続を図りまして、中山間地域の農業・農村の維持につなげてまいりたいと考えております。

事業期間は、繰越しの手続きを行いまして、令和8年度までを予定しております。

**○田村団体指導検査課長** 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで5,645万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり5億4,088万6,000円となります。

15ページを御覧ください。

主な内容について御説明いたします。

一番上の（事項）職員費及び下から3番目と4番目の同じく（事項）職員費の合計1億3,887万5,000円の増額であります。これは、今年度の組織改正によりまして当課が新設されたことに伴い、必要な予算を増額するものでございます。

次に、上から3番目の（事項）農業金融対策費の説明欄1の利子補給金・助成金3,812万1,000円の減額であります。

本事業は、農業者に農業制度資金の貸付けを行う融資機関に対しまして、利子補給を行うも

のでございます。減額の主な理由は、融資を受けた農業者が繰上償還を行ったことにより、融資残高が減少したことなどであります。

**○押川農業流通ブランド課長** 農業流通ブランド課でございます。

資料16ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで8,019万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり9億7,922万5,000円となります。

主な内容について説明いたします。

17ページを御覧ください。

上から5番目の（事項）農産物流通体制確立対策費の説明欄4、「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」5,000万円の増額であります。

本事業は、輸出先の規制に対応したHACCP等の食品衛生基準を満たすため、食品製造事業者等が行う施設整備を支援するもので、サプリメント製造施設の整備について、国の補正予算に伴い増額するものであります。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次の5、「みやざき輸出産地ステップアップ支援事業」1,307万7,000円の減額であります。

本事業は、輸出に取り組む産地を支援するもので、減額の理由は、事業の申請が想定を下回ったこと等によるものです。

次の7、新規事業「みやざき輸出産地づくり緊急支援事業」4,800万円です。

物価高騰が経営を圧迫する中、輸出産地づくりに取り組む生産者等の生産・販売活動を支援することで、生産基盤の維持・強化を図るものであります。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度

までを予定しております。

次に、一番下の（事項）構造政策推進対策費の説明欄3、新規事業「農産加工品等販路開拓緊急支援事業」2,420万2,000円です。

本事業は、物価高騰等の影響を受けている農業法人等に対して、様々な需要に応じた農産加工品等の販路開拓の支援や外食産業と連携したプロモーション活動を実施するものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

**○吉野農業普及技術課長** 常任委員会資料の18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,147万5,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますとおり44億7,892万4,000円となります。

19ページを御覧ください。

下から4つ目の（事項）活動火山周辺地域防災営農対策事業費の説明欄1の「活動火山周辺地域防災営農対策事業」2,067万8,000円の減額であります。

本事業は、桜島の降灰による農作物の被害を防止・軽減するため、農業用ハウスや洗浄機械の整備を補助するものであり、減額の理由は、要望額が想定を下回ったことによるものであります。

続きまして、その2つ下の（事項）原油価格・物価高騰等対策事業費の説明欄1の「農業セーフティネット対策緊急強化事業」2億5,183万9,000円の増額であります。

燃料価格は現在も高止まりの状況にあり、農業経営は依然として厳しい状況にあります。このため、燃料価格高騰の影響が大きい施設園芸や茶について、国のセーフティネット制度に加入する際の農業者の積立金の一部を支援する

ことで、農家経営の安定を図るものであります。20ページを御覧ください。

一番上の（事項）鳥獣被害防止対策事業費の説明欄3の新規事業「加害性の高い鳥獣の重点捕獲支援事業」につきましては、後ほど別資料にて説明させていただきます。

続きまして、上から3つ目の（事項）農産物高品位生産指導対策費の説明欄1の「みやざき「グリーン農業」拡大加速化事業」5,698万2,000円の減額であります。

本事業は、国のみどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量低減や有機農業の拡大など、環境負荷低減に資する取組を推進するものであり、減額の理由は、国庫補助決定等によるものでございます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

次に、22ページを御覧ください。

新規事業「加害性の高い鳥獣の重点捕獲支援事業」です。予算額は4,008万6,000円であります。

本事業の目的は、物価高騰で捕獲経費が増加している狩猟者等に対し、農地周辺等に生息する加害性の高い鳥獣の捕獲経費や効率的に捕獲するためのICT機器の導入等を支援するものであります。

23ページを御覧ください。

具体的には、現状、捕獲経費のコスト上昇や農作物の被害の増加など、捕獲活動の負担が増加していることから、鹿、イノシシ、猿を対象に、国の「鳥獣交付金緊急捕獲活動支援事業」に1頭当たり1,000円を上乗せ補助するものであります。また、効率的な鳥獣対策を推進するため、サーモカメラ付きドローンの活用など、ICT機器等の導入を支援します。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

○白石農産園芸課長 資料24ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで4,870万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり29億9,738万3,000円となります。

主な内容について説明いたします。

25ページをお願いします。

上から3つ目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」3億1,302万3,000円の減額です。

この事業は、産地収益力の強化を図るための生産基盤の整備を支援するもので、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、予定していた農産物処理加工施設や園芸ハウスの整備において、事業の取下げや国の直接採択事業への振替などがあったことによるものです。

次に、1つ下の(事項)園芸産地基盤強化緊急整備事業費の説明欄2、「施設園芸物価高騰緊急対策事業」3億2,233万円です。

この事業は、物価高騰の影響を緩和するため施設園芸生産者に対し、ハウスの長寿命化に向けた改修や冷房用のヒートポンプ、イチゴの降雪栽培施設の導入等を支援するものでございます。

26ページを御覧ください。

1つ目の(事項)茶業奨励費の説明欄1、新規事業「茶業物価高騰緊急対策事業」につきましては、後ほど説明をいたします。

次に、下から2つ目の(事項)産地強化対策事業費の説明欄1、「露地園芸物価高騰緊急対策事業」2億3,500万円です。

本事業は、物価高騰の影響を受ける露地園芸生産者に対し、生産性向上に必要な農業機械等の導入を支援するほか、露地園芸の主要品目である加工用の大根、ホウレンソウ、種芋用の里芋の作付を継続する農業者に対し、生産コスト上昇分の一部を定額で支援するものでございます。

27ページを御覧ください。

新規事業「茶業物価高騰緊急対策事業」1億240万円です。

本事業は、事業の目的にありますとおり、物価高騰の影響を受ける茶生産者に対し、施設の長寿命化や省エネルギー化に資する茶工場等の改修を支援することで、茶生産体制の安定化と茶産地の維持を図るものでございます。

次のページを御覧ください。

事業の対象は、荒茶加工施設における機能向上や長寿命化につながる改修を想定しており、具体的には茶葉の加熱温度を管理する制御盤や火炉と呼ばれる燃焼装置、モーター、バケットベルト等の改修、交換を支援することで、施設の安定稼働と省エネルギー化、省力化を図るものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを計画しております。

○鴨田畜産振興課長 資料29ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで2億829万8,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり82億4,132万5,000円となります。

主な内容について説明をいたします。

30ページを御覧ください。

3番目の(事項)畜産経営環境保全事業費の説明欄1、「畜産バイオマス利用加速化事業」

10億1,000万円の増額です。

本事業は、畜産バイオマスの利用拡大に向けた取組の支援等を行うもので、今回、畜産バイオマス発電施設の整備計画について、国の補正予算に伴い増額するものであります。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、2つ下の(事項)畜産振興対策事業費の説明欄3、新規事業「畜産生産ランクアップ緊急支援事業」1億5,000万円の増額です。

本事業は、資材等の価格高騰が続く中、畜産農家が生産性向上につながる資材や機材を導入する経費の一部を支援することで、持続可能な畜産経営を後押しするものでございます。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、説明欄4、新規事業「中小家畜燃料高騰対策緊急支援事業」1億1,286万1,000円の増額です。

本事業は、燃料費の高止まりの影響を受ける養豚及び養鶏農家に対し、燃料費の一部であり、子豚やひなの育成に必要なガスの価格の値上げ相当分を支援することにより、本県の養豚・養鶏の生産基盤維持を図るものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、1つ下の(事項)畜産団地整備育成事業費の説明欄1、「畜産競争力強化整備事業」25億円の減額です。

本事業は、地域畜産業の収益性向上と生産基盤の強化を図る、いわゆる「畜産クラスター事業」ですが、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、昨今の厳しい畜産情勢を背景に事業計画の取下げや翌年度以降への延期等により、要望件数が当初計画を下回ったことから減額するも

のです。

次に、1つ下の(事項)酪農振興対策費の説明欄1、「酪農経営体質強化緊急支援事業」4,764万3,000円の増額です。

本事業は、飼料費等が高止まりする中でも、経営体質の強化による生乳生産量の増加や乳用後継牛の預託に取り組む酪農家を支援し、酪農生産基盤の維持を図るものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、2つ下の(事項)食肉鶏卵流通対策費の説明欄1、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」1億4,140万8,000円の増額です。

本事業は、本県畜産物の輸出拡大を目的に、生産者や食肉・食鳥処理施設、輸出事業者が連携したコンソーシアムが実施する輸出促進に向けたPR活動などの支援を行うもので、国の補正予算に伴い増額するものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、説明欄2、改善事業「肥育牛生産基盤維持緊急対策事業」2億92万円の増額です。

本事業は、物価高騰の影響を受ける和牛肥育農家に対して、コスト低減等の経営改善に向けた取組を支援するとともに、国内外における宮崎牛の販路と消費の拡大を進めるものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

次に、説明欄3、新規事業「先進モデル的食鳥処理施設整備事業」1億181万6,000円の増額です。

本事業は、日向市の食鳥処理施設が4か年計画で、アニマルウェルフェアや省力化に対応した食鳥処理施設の整備や機械導入等を行うことで、持続可能な鶏肉産業の体制構築を図るもの

です。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

31ページを御覧ください。

2つ目の（事項）飼料対策費の説明欄2、「畜産セーフティネット対策緊急強化事業」については、次のページで説明いたします。

32ページを御覧ください。

予算額は11億4,260万円です。

本事業は、家畜の配合飼料価格が高騰する中で、畜産農家の経営に対する影響を緩和するため、価格上昇分の一部を支援することで、持続可能な畜産経営を確立することを目指すものです。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

**○坂元家畜防疫対策課長** 資料33ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,096万8,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり10億2,432万8,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

3番目の（事項）家畜保健衛生所費の説明欄2、「家畜保健衛生所施設・設備等整備事業」626万円の減額です。

これは、家畜保健衛生所に係る施設修繕費の入札執行残等によるものであります。

**○井上農村計画課長** 資料の35ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで4,470万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり15億7,647万2,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

中ほどの（事項）公共農村総合整備対策費の説明欄2、「基幹水利施設管理事業」2,391万4,000円の増額でございます。

本事業は、農業用ダムや揚水機場など国営造成施設の管理費の一部を補助するもので、夏場の電気使用実績等による増額であります。

次に、一番下の（事項）土地改良事業負担金の説明欄1国営土地改良事業負担金1,955万5,000円の減額でございます。

本負担金は、農業用ダムや幹線用水路等の基幹的な農業水利施設の更新整備など、国が実施する事業の負担金で、減額の理由は、事業費の確定等に伴うものであり、内容は、国営事業費の割当てが要求額よりも少なかったことによるものであります。

**○山内農村整備課長** 資料37ページを御覧ください。

当課の補正予算は、一般会計のみで24億9,427万6,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり159億7,747万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

1番目の（事項）農業農村振興対策事業費の説明欄1の（1）多面的機能支払交付金4,883万9,000円の減額です。

これは、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、集落等が共同で取り組む草刈り等の地域共同活動等を支援するものであり、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、要望額よりも決定額が少なかったことによるものであります。

次の（事項）公共農村総合整備対策費1億

2,122万5,000円の減額です。

これは、農村における生産基盤や生活環境基盤の改善を図る事業ではありますが、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、要望額よりも決定額が少なかったことによるものであります。

次に、2つ下の（事項）国土調査費1億7,931万円の減額です。

これは、市町村等が実施する地籍調査に要する経費を補助するもので、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、要望額よりも決定額が少なかったことによるものであります。

次の（事項）土地改良管理費の説明欄4、「農業水利施設電気料金高騰対策支援事業」2,390万円の増額です。

これは、土地改良区の農業水利施設で使用する省エネ化につながるポンプ等の導入支援及び電気料金上昇分の一部を支援するものであります。

次に、39ページを御覧ください。

1番目の（事項）公共土地改良事業費1億5,286万1,000円の減額です。

これは、畑地かんがい施設などを整備する事業ではありますが、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、要望額より決定額が少なかったことによるものであります。

次の（事項）公共農道整備事業費1,432万2,000円の増額であります。

これは、基幹的な農道を整備する事業ではありますが、国に要望しておりました予算の割当てにより増額するものであります。

次の（事項）公共農地防災事業費6億1,929万2,000円の減額であります。

これは、ため池の堤体や排水機場など整備する事業ではありますが、減額の理由は国庫補助決定で、内容は、要望額よりも決定額が少なかっ

たことによるものであります。

40ページを御覧ください。

一番下の（事項）耕地災害復旧費13億2,803万円の減額です。

これは、台風や集中豪雨などにより被災した農地・農業用施設の早期復旧を行うものであり、今年度は台風や集中豪雨などによる被害が発生したものの、事業主体である市町村の要求額が、当初予算の計上額を下回ったことによるものであります。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料41ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで9,734万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり35億1,429万円となります。

主な内容について御説明いたします。

42ページを御覧ください。

3つ目の（事項）青年農業者育成確保総合対策事業費の説明欄1、新規事業「農水産業の新規就業者経営安定緊急対策事業」の増額でございますが、こちらは後ほど御説明いたします。

次に、説明欄3の「新規就農者確保総合対策事業」5億1,092万5,000円の減額でございますが、本事業は、新規就農者の確保・育成を図るものであります。経営開始後の経営安定を支援する経営開始資金や、施設等の導入を支援する「新規就農者経営発展支援事業」等において、要望額よりも国庫補助金の交付決定額が少なかったことなどにより減額するものです。

次に、4つ目の（事項）農業経営構造対策事業費の説明欄1の（3）、新規事業「担い手確保・経営強化支援事業」が増額となりますが、こちらは後ほど説明いたします。

43ページを御覧ください。

3つ目の(事項) 構造政策推進対策費の説明  
欄1「農業構造改革支援基金積立金1億9,870万円の増額でございます。

本事業は、国の補正予算に伴い、農地バンクを通じた貸借により、農地の集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付するための基金の積み増しを行うものでございます。

次に、2「農地中間管理機構等支援事業」1億6,695万7,000円の減額でございます。

本事業は、農地中間管理事業等の推進により、農地の集積・集約化を図るものでございますが、農地中間管理機構等が借り受けた農地が、担い手にスムーズに貸し付けられ、農地の中間保有に伴う保全管理が必要ななかったことにより減額するものでございます。

続きまして、44ページを御覧ください。

2月補正として提案しております、新規事業「農水産業の新規就業者経営安定緊急対策事業」でございます。予算額は4億2,290万円でございます。

本事業は、事業の目的にありますように、物価高騰や資材費高騰の影響を受ける新規就業者に対して、資金の交付や経営発展に向けた取組等を支援することで、新規就業者の経営安定を支援するものでございます。

45ページを御覧ください。

上段の①「新規就業給付金事業」では、物価や資材費高騰の影響を強く受ける新規就業者等に対し、物価上昇分の資金を交付します。

また、漁業者においては、自営独立型漁業で経営開始5年以内の漁業用資材等物価高騰の影響を受ける漁業者に対し、資金を交付します。

次に、下段の②「新規就農経営発展事業」では、物価高騰や資材費高騰の中にあっても、経営開始時に掲げた所得目標を達成するなど、経

営発展を目指す10年以内の新規就農者に対して、必要な施設・機械等の整備を支援します。

これらの取組により、物価高騰下における新規就業者の定着と経営安定を支援してまいります。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

46ページを御覧ください。

新規事業「担い手確保・経営強化支援事業」でございます。予算額は2億5,000万円です。

本事業は、事業の目的にありますように、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に、必要な農業用機械や施設の導入を支援するものでございます。

事業の詳細につきましては、47ページを御覧ください。

図の左側①のA、「地域農業構造転換支援事業」では、地域農業の将来像を描いた地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

また、その右のイの「新規就農者チャレンジ事業」では、65歳未満の認定新規就農者の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

最後に、一番右側の②「農業経営強化支援事業」では、地域計画に位置づけられた担い手等を対象に、融資を活用した生産性の効率化や経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

こうした取組を通じまして、地域の中核となる担い手の規模拡大や農地の集積を図り、計画の早期実現につなげたいと考えております。

事業期間は繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

○川添委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。残りの説明については、午後1時から行いたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、委員会は午後1時から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後0時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、議案についての説明を求めます。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の48ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で32億9,292万7,000円の増額、沿岸漁業改善資金特別会計で4,055万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり一般会計と特別会計の合計で52億2,356万7,000円となります。

主な内容について説明いたします。

49ページを御覧ください。

上から4つ目の(事項)水産金融対策費の1,468万5,000円の減額でございます。

これは、漁業者等の資金融通の円滑化を図るものであり、漁業近代化資金等の利子補給金が確定したこと等により減額するものでございます。

次に、下から2つ目の(事項)地域漁業経営

改革対策費の説明欄2「漁業経営セーフティネット対策緊急支援事業」2億4,782万4,000円でございます。

本事業は、燃油や養殖用飼料価格高騰の影響を受ける漁業者の負担を軽減し、経営継続を図るため、国の「漁業経営セーフティネット構築事業」における積立金相当額の一部を支援するものでございます。

説明欄3、新規事業「漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

なお、ただいま説明いたしました説明欄2及び3の事業期間につきましては、繰越しの手続を行い、令和8年度までを予定しております。

50ページを御覧ください。

1つ目の(事項)水産試験場管理費の説明欄2、内水面支場管理費6,549万9,000円の減額でございます。

本事業は、内水面支場の屋根改修工事などの施設修繕に係る経費ですが、入札の執行残によるものでございます。

一番下の(事項)水産試験研究施設整備事業費の説明欄1、「水産試験場施設整備事業」28億8,925万9,000円でございます。

本事業は、水産試験研究体制の機能強化及び運営の合理化を推進し、本県水産業の成長産業化を図るため、関連施設に係る設計及び工事を実施するものです。

事業期間は繰越しの手続を行い、令和8年度までを予定しております。

次に、51ページを御覧ください。

特別会計の(事項)沿岸漁業改善資金対策費4,055万7,000円の増額でございます。

これは、過年度貸付けに係る償還金の額が確定したこと等に伴い、繰越金の増額を行うもの

でございます。

続きまして、52ページを御覧ください。

「漁業用えさ価格高騰対策緊急支援事業」でございます。

予算額は、3億4,830万2,000円であります。

本事業は、本県の基幹漁業である、カツオ一本釣り漁業及びマグロはえ縄漁業の経営体に対し、餌代を支援することで経営の安定化を図るものであります。

次の53ページを御覧ください。

カツオ一本釣り漁業では生きたイワシを、マグロはえ縄漁業では冷凍のイカなどを非常に多く使用することから、餌代が経費の多くを占めており、近年の餌価格の高騰により、年間の餌経費は令和6年までの3年間で30%以上増加しております。

そこで、本事業では支援策の枠にありますとおり、カツオ一本釣り漁業及びマグロはえ縄漁業の経営体に対して、餌経費の増加分のおおむね2分の1相当額を支援いたします。

なお、漁船漁業での主要経費である燃油及び養殖業での主要経費である配合飼料では、国の「漁業経営セーフティーネット構築事業」により価格が上昇した場合に補填金が支払われますが、漁船漁業の餌に対する国の支援制度はなく、今回初めての支援内容となります。

事業期間は、繰越しの手続きを行い、令和8年度までを予定しております。

○安田漁業管理課長 資料54ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで5億1,467万8,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり42億4,197万2,000円となります。

主な内容について説明いたします。

55ページを御覧ください。

上から6番目の(事項) 漁業経営構造改善事業費の説明欄1「水産業強化支援事業」1,200万1,000円の減額です。

本事業は、効率的な漁業経営体制を構築するための施設の整備費について、事業実施主体である漁業協同組合等へ支援するものであります。

減額の理由は、事業費の確定によるもので、内容は、要望額よりも決定額が少なかったことによるものです。

56ページを御覧ください。

上から2番目の(事項) 水産基盤(漁港)整備事業費1億3,514万6,000円の減額です。

本事業は、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産基盤としての機能向上を図るために漁港の整備を行うものであります。

減額の理由は、国庫補助決定によるもので、内容は要望額よりも決定額が少なかったことによるものです。

一つ下の(事項) 公共海岸保全漁港事業費1億4,680万円の減額です。

本事業は、津波や高潮などによる被害が発生するおそれのある地域において、漁港海岸保全施設の整備を行うものであります。

減額の理由は、国庫補助決定によるもので、内容は、要望額よりも決定額が少なかったことによるものです。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○二見委員 資料12ページ、「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」について、ちょっとお伺いしたいんですけども、この事業は、今回、新規となっているんですが、似たような事業がなかったですか。

○梶原農政企画課長 これまで、中山間地域の作業受託組織に対する機械等の導入事業はございましたけれども、今回、物価高騰対策ということで中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加する個人についても対象としております。

○二見委員 ということは、対象が拡大されたということですね。重ねてお伺いしたいというか、国の交付金の決定によるということなんですけれども、大体この事業は、結構ニーズが高いと思うんです。

県内の中山間地域は、かなり広く、従事者の方たちも多くいて——それぞれの人たちの農機具の更新などに対するニーズが非常に多いと感じます。こういう時期だからこそ、国の決定だけでなく、本県としてしっかり地域農業を守っていくため、もっとさらに踏み込んだ一手はなかったかなというところがあって——どれくらいの事業金額の規模として必要とされているかというところは、何か把握している金額はあるんですか。僕らのところでも、いろいろやっぱり要望が来るわけです。

○梶原農政企画課長 今回の事業構築に当たっては、委員おっしゃるように、中山間地域の方々から、これまでの事業はどちらかというところ規模拡大を試行するような農業者の方に対する事業が多かったものですから、そこを要件としない事業構築に取り組んだところでございます。

ニーズの定量的な把握というところまでは至っておりませんが、そのような中山間地域の農業者からの声を踏まえて構築した事業でございます。

補足として申し上げますと、この事業によりまして、約40経営体ぐらいを対象として採択したいと考えております。

○二見委員 都城市だけでもそれ以上の経営体があるわけだから、御存じのとおり、現場は高齢化が進み、待ったなしの状況があると思うんです。やっとなんかやってくれそうな若手・担い手がいる中で、そういうタイミングを逃すと——やっぱり一回駄目になってしまった地域というのを、もう一回取り戻すというのは、かなり大変だと思うんです。

今がちょっと頑張りどころ、踏ん張りどころなんじゃないかなと思います。次年度に向けて、また検討をしっかりと、現場の思いに添えていただきたいというところをお願いしておきたいと思います。

○前屋敷委員 私も関連してなんですけれども、この11ページの資料で、中山間地域等直接支払制度の事業で6,800万円余の減額になっていて、その理由が、取組面積が下回ったということだったんですけれども、その取組面積が下回った要因というのはつかめていますか。

○梶原農政企画課長 この中山間地域等直接支払制度は、5年間を1期間としまして実施している事業でございますけれども、ちょうど令和6～7年にかけてが、その対策期の変り目であったということで、その期の変り目を一つの区切りとして、集落で高齢化も進んでいるので諦めようというような集落が多かったと認識しております。

○前屋敷委員 今もお話しがあったんですけれども、この中山間地域等直接支払制度というのは、大変、期待されている制度なんですよね。ですからやはり、ぜひ有効活用ができるような、そういう手だてを、もう途中でそういう状態が分かれば、何らかの手を打つことが必要じゃないかなと思いますので、お願いしたいと思いません。

それと併せてよろしいですか。次の12ページですけれども、「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」、これは新規ですが、これで機械の導入や、修繕にかかる費用を支援するという事で、事業の仕組みとして、この中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加する人でなければ個人も、その法人も対象にならないというのは、これは何か理由があるんですか。

**○梶原農政企画課長** この中山間地域等直接支払制度の仕組みとしまして、集落ぐるみで農地を守っていくというようなことがございますので、この事業を使うインセンティブといたしまして、そういうところに参加していただいて、個人だけでなく集落ぐるみで地域の農地を守っていただくというような趣旨で、今回、対象者を中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加する者としてございます。

**○前屋敷委員** 農業者は基本的には農地を守るという点で仕事をされておられるんですよね。

それで、この中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加が難しいというような方々というのは、割合としては、どのくらい現在いらっしゃるんですか。

**○梶原農政企画課長** 定量的な把握はなかなか難しいところでございますけれども、参加が難しい方としては、この中山間地域等直接支払制度の農地の経営者の要件とかがあるんですけれども、それを満たしていないので参加ができないというような方もございますし、その地区として、そもそも中山間直払いに取り組もうという機運が高まっていないというようなところも、残念ながら県内にございますので、そういったところで農業されている方というのは、なかなか参加が難しいという現状があるのではないかなと考えております。

**○前屋敷委員** 総じて中山間地域は条件不利なところが多いわけで、そういった中で、やはり、どうそこを補助しながら、支援をしながら農業が続けられるかという点でこういう制度もあるわけですので、その点ではこの協定活動に加入できない人という方々も思いは同じだと思いますので、その辺のところは支援の対象になるような、そういう制度にしてほしいと思います。

それと、一番下の成果指標なんですけれども、現状ではこの取組面積の維持が5,222ヘクタール、これが令和8年度に5,000ヘクタールとなっているんですけれども、これはどういうふうに理解をすればよろしいでしょうか。

**○梶原農政企画課長** 先ほど、この対策期の切替えのタイミングだということを申し上げましたけれども、この令和6年度までが第5期でございまして、このとき、令和6年度時点で5,220ヘクタールほどの取組面積がございました。この第6期対策、令和7年になりまして、約4,660ヘクタールに取組面積が減少しています。

この約4,660ヘクタールを5,000ヘクタールまで取組面積を広げていきたいというようなところで考えてございます。

**○山下委員** 中山間地域対策なんですけれども、基本的なことは成果指標として面積も書いてありますけれども、もうこれが現実なんですよ。

5,220ヘクタールが5,000ヘクタールになるということは、結局、荒廃農地が増えていくという裏づけなんです。

私は、再三皆さん方に申し上げてきているのは、もう担い手がなくなっているということです。今、中山間地域の中で、これだけ頑張ってくれているのは70代、80代前半の人たちが、今、かろうじて守ってくれているんです。

私は都城市選出ですが、もう70代で、私と余

り変わらない年代の方から要望が来ました。

その方は、今、地域の中で、担い手として頑張ってもらっているんです。若者もいるんですけども、目いっぱいだと。だから面積、基盤整備もそんなにされていないところですが、70代の人たちは頑張ってくれているんです。だけれども、コンバイン、田植機、いろんなものが要りますわね。結局、もうその更新時期が来て、機械がもう保たないと。

その方は、現在、人のところと自分のところ併せて4.5ヘクタールぐらいをやっているんですけども、別にまだ、カンショとか作っておられます。その人の要望は、まだ元気だったら、もうちょっと頑張れると。だけれども、もうここでコンバインが600万円も700万円もするでしょう。コンバインも長く使っていて、もう機械が壊れると、私はもう辞めないといけなくなると。

その方が、機械更新ができないから辞めるといことになる、結局、預かっている農地も維持できない、受け手がいないと。だから、4.5ヘクタールの田んぼが、もうやれる人がいなくなるんだと。

それでコンバインを、2分の1でも3分の1でも補助金に対応になるんだったら何とかお願いしたいんだと。もうちょっと私も頑張れると。そういう話なんです。今、中山間地域の農村を守っているのは、そういう人たちなんです。

そこに、何とか県の農政水産部として、手厚い、何か援護の体制が取れないかなということ相談しておきました。この事業に対しては、年齢的な問題があるのか、それとも面積要件ですよね。今までの事業というのは、ほとんど担い手中心で、面積を10ヘクタールから20ヘクタールに変えるんだったら——計画を上げるんだったら、そこに補助しますよとか、要件がか

なりあったと思うんですが、この要件は、今のよう状況を見て、何か対応ができるような事業になるんですか。

**○梶原農政企画課長** この事業構築に当たりましては、委員がおっしゃるとおり、これまでの事業ですと年齢的な要件ですとか規模拡大の要件というものがございまして、なかなか取り組めないというような声がございましたので、この事業におきましては年齢要件、それから規模拡大要件は設けることはしないということで考えております。

**○山下委員** 早速取り組んでいただいて感謝します。

そのように、私も言うておきますから、これはもう市町村のほうには下りていくんですよ。

**○梶原農政企画課長** これから市町村というよりは、本庁で執行する予定でございます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、この中山間地域等直接支払制度に加入していただく必要がございます。都城市でも、最近は新たに中山間地域等直接支払制度に取り組もうという機運が生まれているところもございますので、この事業をきっかけに、さらに中山間地域等直接支払制度に取り組んでいくような集落が増えていくとよいかと考えております。

**○山下委員** この12ページの中山間地域等直接支払制度の協定活動に入らないと駄目ということですね。

**○梶原農政企画課長** はい。中山間地域等直接支払制度の協定活動に参加していただくということが要件になります。

**○山下委員** 了解しました。それから19ページの「活動火山周辺地域防災営農対策事業」なんです、これが桜島の降灰に対する事業だろうと思うんですけれども、新燃岳関係は入ってい

ないんですか。

○吉野農業普及技術課長 現在は桜島の降灰に対する被害防止という形で入っております、現在が第14次計画で策定しております。

令和8年度からが第15次計画になりまして、こちらでは新燃岳も含めております。対象地域を拡大していくということにしているところでございます。

○山下委員 桜島と新燃岳は、条件は一緒ですか。

○吉野農業普及技術課長 条件は一緒です。県としましては、対象火山を増やして県内のエリアを拡大したという形にしております。14次と15次計画の違いはそちらにございます。

○山下委員 どこが新しく加わりました。

○吉野農業普及技術課長 新しく加わったエリアとしましては、西諸県地域の野尻町、小林市、高原町、えびの市、あと宮崎地域と児湯地域まで入っております。

○山下委員 大分、降灰事業のエリアが広がったんですね。

○吉野農業普及技術課長 新燃岳は、過去に大噴火も含めて起こっております。その際に降灰が確認された地域も踏まえまして、今回エリアの変更をしたところでございます。

○山下委員 次に27ページなんですけど、このお茶の対策です。今、お茶の事業が順調に行きます。ただ宮崎県は、お茶の産地がかなり減ってきたんです。都城市もお茶の産地だったんですけど、ほとんどお茶を作る人たちがいなくなりました。

J Aが150ヘクタールぐらいで、今、お茶をやっているんですけど、いろいろ生産拡大目標というのは成果指標が出ているんですけど、この事業の中で、面積をどれくらい増やそうという計

画を持っておられるか、分かっていたら教えてください。

○白石農産園芸課長 少しお時間をいただいて、後ほど回答させていただきたいと思います。

○山下委員 分かりました。お願いします。

それでは30ページの畜産経営環境保全事業費の中で10億1,000万円、「畜産バイオマス利用加速化事業」ということで、どこか酪農家につけられるのかなと思うのですが、これはどこの農場ですか。

○鴨田畜産振興課長 この主な内容は、都城市にございます南国興産株式会社の鶏ふん発電ボイラーの3号機の新設工事の費用になります。補助事業の分、2年目になります。

○山下委員 名称が「畜産バイオマス利用加速化事業」という国の事業になったんですか。

○鴨田畜産振興課長 この事業名は、県の事業名にはなるんですけども、国の事業名は、みどりの食糧システム戦略緊急対策交付金という中に、バイオマスの地産地消というメニューがありまして、そのメニューの中にバイオマスプラント等の、いわゆる施設整備についてのメニューがございます。それを今、南国興産株式会社のほうで活用していただいているということでございます。

○下沖副委員長 まず、先ほどの12ページの「中山間地域農業を守る物価高騰対策事業」なんですけれども、こちらの中山間地域等直接支払制度をやめられたところの理由って何かありますか。事務負担が多いとか、もうできなくなったとかいうのでやめられるのもお聞きするのかなと思うんですけども。

○梶原農政企画課長 副委員長がおっしゃるとおり、事務が負担になって、特に会計なんか難しくなっているというようなお話は伺います。

それに加えて、やはり高齢化で、もう体力的に限界だとか、そういうこともあるかと思えます。

○下沖副委員長 この事務負担とかもうまく軽減していただけたら、継続できる地域とかもありますので、よろしくをお願いします。

続きまして、17ページの農産物流通体制確立対策費のところですが、一番下の7、「みやざき輸出産地づくり緊急支援事業」、この緊急支援事業って急ぎだと思うんですけれども、これの対象業者はどのような分野なのか。

○押川農業流通ブランド課長 この事業には、輸出に取り組む農業者も主体になることになっております。グループも込みです。

○下沖副委員長 分かりました。次は21ページなんですけど、こちらの特定研究開発等促進費のところなんですけれども、こちらは国と共同研究を行っているということなんですけど、共同研究の内容を少し教えてください。

○吉野農業普及技術課長 全部で13課題に取り組んでいるところなんですけれども、代表的なところでは、例えば現場で問題になっておりますカンショの茎根腐細菌病の総合的防除の確立という課題があります。

また、農業・食品産業技術総合研究機構という国の研究機関で作ったお茶の新品種の、本県における適性評価があります。

あと、中山間地域で栽培されているデルフィニウムやラナンキュラスなどの花、そういったところの低コストの育苗技術の開発といったような課題に取り組んでいるところがございます。

○下沖副委員長 分かりました。次、25ページです。「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」のところなんですけれども、この取下げ理由を教えてください。

○白石農産園芸課長 主に事業実施主体において、なかなか設備投資に耐えられない——要望としてはお伺いしておりましたけれども、事業実施に当たって2分の1の裏負担が準備できない、あるいは金融機関のほうでお断りをされた等によりまして、事業実施主体が取下げをされたということでございます。

○下沖副委員長 これは計画を出したときと、実際、実施時期に期間があると思うんですけれども、物価高騰の影響とかがあったのですか。資材が上がったとか、申請を出したときの設計単価と裏負担の2分の1の部分で、さらに物価高騰とかで、上がったとかないですか。

○白石農産園芸課長 中には、そのような事例はあろうかと思えますけれども、当初予算を農業者が事業を活用してやりたいというふうに意思を示されたものについては、幅広に予算を措置することとしております。

今回の事例でいいますと、ハウスの価格が上がったからというよりは、事業の精査を進める中で、今ではないという判断をされたということでございます。

○下沖副委員長 続いて30ページの畜産クラスター事業も、そこら辺の繰越し、もしくは取下げとか、原因を教えてくださいというんです。

○鴨田畜産振興課長 畜産クラスター事業の場合も、先ほどと類似した事案がありまして、国の畜産クラスター事業の、国とのやり取り上は、ある程度の段階まで進んでいたのですけれども、融資機関のほうで、補助残対応の部分につきまして、今の畜産情勢を踏まえると収支計画が、厳しいんじゃないかというような御判断があって、結果、事業計画を取り下げた事案がございます。

○下沖副委員長 分かりました。

あと、この畜産クラスター事業に関してなんですけれども、5年で収益向上させないといけないんですけれども、今の畜産状況を含めた中で、物価高騰の中で、そこら辺の計画どおり行かないところもあるのか、そういう行かなかった場合の対応とかも、また教えてください。

○鴨田畜産振興課長 副委員長が御指摘のとおり、この畜産クラスター事業は、事業が始まった当初から、いわゆる収益性を上げる、イコール生産性を上げたり、例えば増頭をすとか増羽をすとか、そういうところが一つの要件としてありました。

ですので、今の畜産情勢を踏まえると、先ほど委員から御指摘がありましたように、建設事業費等々のコストも非常に高いということ、また運転資金サイドを考えますと、飼料価格等のいろんな生産資材も高いということで、なかなか畜産クラスター事業を活用して、いわゆる新規投資という形での畜舎整備というのは、特に牛のほうでは少ない。一方で、今、鳥ですとかブロイラー、また養豚等の大型法人等での事案が、多いところですよ。

そういう現場の実情を踏まえ、私どもとしては、国へ要望をずっと続けておったんですが、今般、国からは、収益性を向上するタイプ以外に、持続性、いわゆる畜産の持続性を向上するタイプという新しいメニューが出てまいりました。

例えばですけれども、国産、粗飼料の利用ですとか、またアニマルウェルフェアの観点、家畜衛生面等々ということで、収益性の向上を伴わない畜産経営を継続するために活用できるメニューというのを国に創設していただきましたので、こういうメニューを、今、現場のほうに

も周知をしながら、ぜひ、それを活用したいという方々がいれば、しっかりサポートしてまいりたいと考えております。

○下沖副委員長 ぜひとも周知を図っていただきたいと思えます。

続きまして、38ページの土地改良のところなんですけれども、この土地改良の基盤整備に当たって、地籍調査が終了してなくて、なかなか工事に着工、入れないというところもあると聞くんですけれども、そこら辺の影響って、何か聞かれていますか。

○山内農村整備課長 地籍調査が進んでいないことによって、一例でいいますと圃場整備の取組において、関係者、権利者の調整に時間を要するという状態がございます。

一方で、その圃場整備をやることによって、地籍調査が進まない部分を土地改良事業の中でカバーし、地籍調査に代わる登録等を進めるといった取組もできております。

実態としましては、副委員長から御指摘があったように、現状の把握に時間を要しているというところもあって、事業の進捗がなかなか進まないというところも見受けられております。

○下沖副委員長 結局、地籍調査が終わってないところに基盤整備の計画が入っているけれども、その市の地籍調査が終わるまでなかなか工事が入れないというのもあったので……。基盤整備の面積のところを、県で地籍調査とかする場合もあるんですか。

○山内農村整備課長 道路整備事業とか水道整備とか、そういう線的なところでは、基本的に路線設計ということになるんですけれども、圃場整備事業のように面的な整備を扱う場合においては、地籍がある換地等の処理もしながら、境界等を明らかにしていくということを取り組

むことができます。

○下沖副委員長 分かりました。よろしくお願  
いします。

次に44ページ、本県初の「農水産業の新規就  
業者経営安定緊急対策事業」なんですけれども、  
2つのメニューがありますが、これは条件に  
よって、その2つとも使えるんですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 まず、上段の①  
の新規就業給付金です。こちらは令和7年度以  
降に、国の経営開始資金等、150万円の交付を受  
けた方が対象になっております。

対しまして②の新規就農経営発展につしまし  
ては、経営発展を目指す、経営開始後10年以内  
の新規就農者ということで、両方もらえる対象  
者もいらっしゃると思います。

○下沖副委員長 分かりました。ありがとうござ  
います。

○白石農産園芸課長 先ほどのお茶の成果指標  
でございますけれども、お茶につきましたは、  
長らく茶価が低迷していましたが、令和7年産  
では跳ねました。一番茶が2,000円を回復したの  
は15年ぶりでございます。

長らく、もうお茶はやめなさいというような  
価格が続きましたので、茶園面積が減少を続け  
ております。

そういったトレンドを加味しまして、成果目  
標に掲げております2,924トン、面積ベースで  
1,160ヘクタールでございますが、これは、面積  
は引き続き少し減っていくであろうということ  
のベースで事業を構築しております。毎年10ヘ  
クタール程度は減少し、1,120ヘクタールにはな  
るけれども、例えば今年、秋冬番が、通常枯れ  
捨てるところの価格が非常に高かったというこ  
ともあり、全体として生産量は伸びるであろう  
ということで、3,000トンの目標を掲げ、全体と

して経営は維持されるような目標を掲げている  
ところでございます。

○下沖副委員長 先ほどの44ページと、この46  
ページの新しい担い手確保のところなんですけ  
れども、両方とも県単独事業だと思うんですが、  
両方使えるものなんですか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 44ページの②の  
新規就農経営発展につきましたは、国の重点交  
付金を活用しております。一方、46ページの  
「担い手確保・経営強化支援事業」につしまし  
ては、国の補助事業ということで、私どもの考  
えとしましては、同じ経営体でも導入する施設  
整備を分けて手を挙げていただければ、どちら  
の事業にも手は挙げられるんですけれども、た  
だ、同じ施設への二重補助は対象外というこ  
とで考えております。

○下沖副委員長 これを説明するとき、どっち  
を使ったほうがいいのか、両方うまく使えるも  
のなのかと思ったもので、これも農家の方たち  
にも説明をよろしくお願ひします。

○井本委員 資料52ページの「漁業用えさ価格  
高騰対策緊急支援事業」ですが、これは餌代が  
高くなったんですか。

○西田水産政策課長 資料の53ページを御覧い  
ただければと思うんですけれども、右側の折れ  
線グラフを御覧いただきますと、1隻当たりの  
年間餌経費は、餌の値上がりに伴いまして、負  
担が増しているということを御覧いただけるか  
と思います。大体3割ぐらい上がっているとい  
うことでございます。

○井本委員 島野浦辺りでも、イワシが捕れな  
い。どこら辺から買ってきているんでしょうか  
ね。全国的に取れなくなっているんでしょうか。

○西田水産政策課長 全般的に今、太平洋側が  
非常に資源状況を含めて、そういうイワシ類な

どが厳しい一方、東シナ海や日本海側などでは、昨年などのシーズンでは、割と水揚げが進んでいるということがございます。

これは年々、捕れたり捕れなかったりが変わりますので、その調達可能な先から調達していただくという努力を、各漁業者がやっていたというものと認識しております。

**○井本委員** 今、多分、温暖化で、ずっと餌代が上がっているんだろうと。分かりました。

**○二見委員** 確認というか教えてほしいんですけども、38ページの先ほどの地籍調査の件なんですけれども、今回、所有者等が不明で減額補正になっているというような説明だったと思うんですが、要するにそこの地域は、今後どうなるんですか。もうそこで事業が終わるんですか。それとも継続して、また事業をしていかれるんですか。

**○山内農村整備課長** 所有者が確認できないところにつきましては、境界が確定できないというところもありまして、そこは境界未定の中で法務局へ登記という流れになっていくかと思えます。

**○二見委員** 登記はそれになるけれども、事業自体は進んでいるということですよ。

**○山内農村整備課長** 調査エリアとしましては、調査を進めた。その中で所有者不明土地があつて境界の確定ができないところというのも出てまいりますので、そこについては未確定の地域の周りのところは確定できる部分は確定いたしまして、境界の確定できないところは境界未確定地として残る形で、法務局に登記していくという形になります。

**○二見委員** その境界未確定地が出るのは分かるんですけども、私がよく分からなかったのは、そこができなかったから、減額の補正額が

出るということなんですか。

いろんな測量とか、立会いとか、作業が進むわけじゃないですか。それで、なぜ未確定地が出たからこれだけ減額になるのかという、流れがよく分からなくて……。

**○山内農村整備課長** 地籍調査費につきましては、その減額の原因としましては、先ほど説明をしたところもありますけれども、基本的には国の交付決定がいただけなかったというところも大きな要因になっております。

**○二見委員** そのもらえなかった要因というのは何なんですか。

**○山内農村整備課長** 予算の中で、負担金という従来から交付をいただいている予算もあるんですけども、そちらが対前年で、過去におきましては6割程度の予算が減少してきているといったところもございます。

また、それ以外に社会資本整備交付金といった他事業との関連もあるような事業において、確保できる事業予算もございますけれども、こちらについても十分な確保ができない、要望に対して割り当ていただけないというような状況が続いているというところがございます。

**○二見委員** 分からないけれども、分かりました。難しいです。

**○川添委員長** ほかにございせんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○川添委員長** それではないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○梶原農政企画課長** 資料の57ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについて、2件の専

決処分を行いましたので御報告いたします。

事案は、公用車による交通事故でございます。

令和7年7月8日、宮崎市大字小松667番地2先路上におきまして、赤信号のため停車しておりました相手型車両の後方に追突したものでございまして、車両と車両の運転者及び同乗しておりました車両の所有者に損害を与えたものでございます。

原因は、十分な安全確認を怠ったことによるものでございます。

損害賠償額につきましては、1件目は、車両の運転者に対しての人身損害賠償額99万2,174円、2件目は、同車両に同乗していた所有者に対しての人身損害賠償額69万4,626円及び物件損害賠償額83万700円の合計152万5,326円ですが、両件とも県が加入している保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

○西田水産政策課長 同じ表の3段目を御覧ください。

事案は、同じく公用車による交通事故でございます。

令和7年4月11日、宮崎市高洲町295番地6先路上を除行して左折しようとした際、右方向から直進してきた相手方の車両と接触したものであります。

原因は、十分な周囲の安全確認を怠ったことによるものであります。

損害賠償額は92万3,379円ですが、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一

層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 最初の2つは追突事故で、過失割合が10割県負担だと思うんですけども、水産政策課のほうは、過失割合はどうだったんですか。

○西田水産政策課長 少々お時間をいただければと思います。

○二見委員 費用の問題もあるんですけども、今、追突防止機能とかがついていると、警察でも調べてもらったら、事故が激減するというようなこともあったりするので——台数が相当あるから難しいところなんでしょうけれども——あとは、常時記録装置、カメラがついているのか、そういったものも事故の現場検証とかには非常に有効的なものだなと思うんですけども、そこら辺はついているのかついていないのか教えてください。

○梶原農政企画課長 公用車につきましては、順次ドライブレコーダーの設置を年次計画において進めておりますけれども、今回の車両につきましては対象外であったということで、ドライブレコーダーはついてございません。

○西田水産政策課長 先ほど御質問の過失割合でございますが、県側の割合が100%ということになります。

○二見委員 直進車に対して左折で入った場合の100%過失というのは、なかなか厳しいような気がするんですけども、ドライブレコーダーはついていなかったんですか。

○西田水産政策課長 当該車両はドライブレコーダーは設置されているということで聞いて

おります。

○二見委員 ということは、それも確認した上の事故処理で、100%県の過失だったということなんですね。であれば、かなりの不注意なんじゃないのかな。

人間がやることなので、いろいろ難しい部分はありますけれども、よく気をつけていただきたい案件ですね。

○川添委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○宇治橋漁港漁場整備室長 資料58ページを御覧ください。

日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について御説明いたします。

まず、1の目的及び変更の理由です。

海岸保全基本計画とは、海岸法に基づき、海岸の防護及び環境の整備と保全、公衆の適正な利用の確保を目的とした計画で、海岸を保全するための施設である海岸保全施設の整備についての基本的な事項を定めたものであります。

この海岸保全施設につきましては、農政水産部の農村整備課、漁業管理課、県土整備部の河川課、港湾課がそれぞれ所管しており、4つの課で連携して海岸保全基本計画を策定しております。

右の図を御覧ください。

海岸保全基本計画に関するこれまでの経緯ですが、まず、平成11年5月の海岸法の改正に伴い、本県では、平成15年3月に計画を策定しております。

その後、平成23年3月に発生しました東日本大震災を受けまして、平成26年6月に海岸法が改正され、レベル1津波対策などが位置づけられたことから、平成27年3月に計画を変更しております。

その後、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や、台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されることから、国において、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更され、令和3年8月に「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」が通知され、令和7年度中の変更が目標とされていることから、左側の中段になりますけれども、今回計画の変更を行い、将来の気候変動の影響を考慮して計画する際の考え方を追加するものであります。

資料の59ページを御覧ください。

2の計画変更の概要であります。

まず、(1)の気候変動の影響を考慮して計画する際の考え方についてです。

将来、2100年時点において、高潮や津波対策等を計画する際の海面水位の上昇量は、2℃上昇シナリオに基づきまして、国が将来予測の平均的な値として示している39センチメートルとして検討することとしております。

ここでいう2℃上昇シナリオとは、21世紀末、2100年頃の世界平均気温が、工業化以前と比べて0.9～2.3度上昇する可能性の高いシナリオで、パリ協定の2℃目標が達成された世界であり得る気候の状態のことです。

(2)の高潮時のイメージを御覧ください。

海岸保全施設の整備では、津波と高潮の両方について検討し、高いほうの値を用いて計画します。

2100年時点の津波については、海面水位の上

昇量を単純に足せばよいのですが、高潮については、海面水位の上昇とともに、台風の強大化によりまして、波の打ち上げ高が増大することも想定する必要があります。

下の図は、濃い青色が現計画の海面で、その上の水色が気候変動後の海面を表しておりまして、海面水位の上昇量であります39センチメートルにプラスして、波の打ち上げ高が増大するイメージを示しております。

次に、右側のグラフを御覧ください。

(3)の新たな考え方で試算した結果であります。

このグラフは、2100年時点の高潮及び津波について、県内15の海岸において新たな考え方により試算した結果でございます。

グラフの縦軸は護岸の天端の高さ、横軸は今回試算しました海岸名を示しております。

左上に凡例がございますが、それぞれ2つの棒グラフで比較しており、左側のグレーが現行計画での護岸高を、右側が今回試算しました結果で、津波と高潮の計算結果の高いほうを示しております。

試算の結果、現行計画での計画護岸高に対して、2100年時点を想定した計画護岸高の差が一番大きかった海岸は、グラフ中ほどの赤枠で囲んでおります新富町の日ノ出海岸で、余裕高さ50センチメートルを含めた1.1メートル程度の上昇が見込まれる結果となっております。

次に、(4)の今後の対応についてでございますが、今後、海岸保全施設を新設または改良する場合は、新たな考え方を適用して整備を行っていくのかについて、近年の被災状況や海岸利用及び背後地の資産状況等を踏まえまして、地域住民の皆様と合意形成を図りながら総合的に判断することとしております。

例えば、景観に配慮するため、高さを低く抑えた整備を暫定的に行うなど、段階的な整備を含めて対応していく必要があると考えております。

最後に、3の計画変更の経過でございますが、今回の計画変更は、令和6年10月から国の専門家や学識者等による技術検討会及び改定委員会を開催しておりまして、素案がまとまりましたことから、今年の1月から先月にかけて、沿岸の10の市町への説明会開催や、関係機関への意見聴取、パブリックコメントを実施したところでございます。

これらの内容を踏まえ、先月24日に改定委員会を開催し、最終案がまとまりましたことから、今回、県議会に御報告するものであります。

計画変更の公表は、今月末を予定しております。

別冊として、変更案の本文を電子データでお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。

**○川添委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

**○井本委員** その基本計画は県がつくるのですか。

**○宇治橋漁港漁場整備室長** 先ほど御説明しましたとおり、海岸保全基本方針は国がつくりましますけれども、それに基づきまして、海岸基本計画というものは県がつくることになっております。

**○井本委員** そうすると、一級河川は、国が管理していますね。それが海岸線に達するときに、国土交通省が川をいじるよね。それが海岸線に接するときには、どういうふうになるのですか。

○宇治橋漁港漁場整備室長 今回は海岸ということで、河川のところについては河川法に基づきまして、河川管理者が管理しておりますが、当然、その海岸の整備をするときに、河川とつながっている場所がございますので、そこにつきましては調整いたしまして、工事の内容とか高さとかは整合することになると考えております。

○井本委員 調整するというのはあれなんだけれども。基本計画は県がつくって、国の力と県の力が抵触するようなことがあり得る——そのときに国の力で押し切られるんじゃないでしょうか。

これは津波とは直接関係ないんだけど、昔、国土交通省が、長浜海岸に穴を開けてしまった——あれで砂がずっと流れていると、みんな思っているんだけど。この辺なんかも、私が東京都から宮崎県に帰ってきたときには、もう既につくってあったんだよ。

だから、私は地元の人たちと話し合ったのかどうかは分からないのだけれども、国土交通省の力に負けてやってしまったんじゃないのかなと私は思っているんです。執行部はその辺、調整しますと言うけれども……。

○宇治橋漁港漁場整備室長 海岸と河川の接しているところをどちらが整備するかというのはあるかと思えますけれども、当然その接するところについては協議する必要がございますので、そこを協議した上で、どういった高さで、どこまで整備するというところは、お互い協議をして整備をするものと考えております。

○井本委員 分かりました。もう随分昔の話なので、もう一回調べてみます。

○山下委員 関連ですけれども、400キロメートルに及ぶ海岸線が宮崎県は特徴ですよ。例え

ば宮崎港の水位が40センチメートルぐらい上がってくるということは、海岸の護岸も計画の立て直しをしていかななくてはいけないということですか。どういう想定をしていますか。

○宇治橋漁港漁場整備室長 委員がおっしゃいましたように、400キロメートルの長い海岸を有しております、各管理者が分けて管理しております。

今、おっしゃいました港湾の中の護岸でございますとか、我々が管理しております農地の護岸であるとか、漁業・漁港の周りの護岸とか、そういったところも将来的には2100年時点で39センチメートル、平均で39センチメートルぐらいは水位が上がると想定が出ております。今すぐ着手するというところまでは、まだないと思いますが、当然、今後そういう気候変動の影響が加速していくというところは予想されておりますので、そういった被害の状況とか——人口減少もあると思えますけれども、そういったところを総合的に勘案しながら、最終的な目標に向かって整備をしていくことになろうかと考えております。

○山下委員 了解しました。

○井本委員 海岸が、ずっと続いておりますが、地元の人たちは港を造ったため、まだまだ今から崩れるだろうと言っているんです。私が原因と結果を調べるのはなかなか難しいかもしれないけれども、港ができてから、一つの海岸がザラザラと崩れ出して、海岸線も変わっているわけです。

だから、本当に計画どおりやっているのかなという——建設業者は仕事がずっと続く、永遠に続くだろうからありがたいだろうけれども——本当、永遠に工事せざるを得ないようなことになっているんです。

昔、「一浜いじれば七浜たたる」という有名な言葉があって、海岸線の一つ触ると七つの浜に影響があると言われている。自然は本当に合理的に造られているんです。その自然を触るときに、よっぽど考えて触らないと、いろんな影響が——もう人間の浅はかな知恵以上のものが自然界にはあるわけだから。

この辺の計画はどうなっているんですか、一ツ葉海岸の計画は、計画の中に入っているのですか。

**○宇治橋漁港漁場整備室長** 今、委員がおっしゃっていました一ツ葉海岸につきましては、現在、国土交通省の直轄事業で、代行事業で整備をさせていただいているということでございます。市民談義所等で地元の方からもいろんな御意見もいただいておりますし、委員会の中で学識者も入っていただき、そういった形で住民の意見も取り入れさせていただきながら計画を進めております。

委員がおっしゃったように、全てのことが想定できていませんので、それに対してどういう手を考えるかということで、そういう影響に対して順応的に対応していくというやり方で進めていると伺っております。

**○井本委員** 「政治」の「治」というのは、治水を意味するというぐらいでしょう。だから、本当に水を治めるというのは大変なことなんです。

だから、いろんな知恵を集めてやっても——本当に、よっぽどああいいう海岸線をいじるときは、よっぽど慎重にやらないと危ない。

延岡市の長浜海岸の砂が半分以下になってしまったんです。五ヶ瀬川から直接水を海岸に出すようにしてしまったんです。

昔は、自然が堤防になっていたんです。力と

力のバランスが崩れてしまって、砂が向こうに行くようになった。

本当、それを原因と結果で立証するというのは難しいんだけども、やっぱり自然をいじるときには、よっぽど慎重にやらないと危ないということです。本当によろしくお願いします。

**○川添委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○川添委員長** 最後に、その他で何かございますか。

**○井本委員** 議案と関係ない米騒動の件なんですけれども、本によると、農林水産省と自民党、それからJAのトライアングルが原因なんだという説もありますが、これについてはどう思いますか。

**○白石農産園芸課長** 非常に難しい御質問でございます。今回の米騒動の発端となる時の期末在庫が、割と少なめであったということが一点ございます。

その後、南海トラフ地震臨時情報が出されて、消費者の家庭在庫も増えました。その後、大阪府辺りでは棚がなくなるような事態もあり、知事が緊急要請とかされましたけれども、そういうことで流通段階の在庫もかなり積み増される中、需要量、供給量は一定でございますので、各段階の保有量が積み増されたことで、今回のような事態になって価格が跳ねたわけです。供給量が足りないというようなシグナルは流通事業者が既に発しておりましたので、トータルでは、やはり足りなかったんだろうと思います。

国が需給見通しを出しますけれども、国も、その精度が甘かったという検証を自らされております。

これはコロナ禍が明けて、外食産業が開きは

じめて、そのタイミングでロシアの戦略侵攻がありまして小麦の価格が上がってというような、非常に複雑な要因も含めて検証されていますけれども、受給見通しの精度が甘かったということは、そのとおりのかなと感じております。

一方で、今、期末在庫が積み上がっていく方向でございますので、どこかの段階で、米の価格、末端価格は低下に変わるんだろうと思います。

流通業者に聞きますと、30キロで1万円を切るのではないかという予測を立てる方もいらっしゃいます。ただ、卸等は高い時期に買った米を抱えていますので、それがいつになるかというのがなかなか見通せない状況かなとトータルでは考えております。

○井本委員 昨日、一般質問の渡辺議員の質問で言っていた食料システムは、これを是正するための一つの方法なんですか。ちょっと私は、その辺がまだ勉強不足でよく分からないのだけれども。

○押川農業流通ブランド課長 食料システム法自体が、今、委員がおっしゃるように、お米があったから、これを是正しましょうというものではないと思っております。

○井本委員 直接関係するものではないけれども、間接的な.....そういうものでもない.....

○押川農業流通ブランド課長 価格のほうでいけば、今、言われていますのは、農家の段階では成果物とかにコストが高くなったから販売単価を上げてくれと言っても、なかなか上がることができないということがございます。しっかりと合理的な価格といいますか、これぐらいコストがしっかりかかっているんだというところを指標として示して、それを消費者の方々にもしっかりお伝えして、流通段階を含めまして、

しっかり農家のかかったコスト分は、何とか販売単価に乗せられないかという点を議論するというで聞いております。

○井本委員 それで、米には直接絡まないのですか。

○押川農業流通ブランド課長 言葉だけで言えば、当然、委員がおっしゃるとおり、米価格がどういう状態で上がったか、それが適正な価格かどうかというところは、どこかで判断は必要かと思えます。今回の食料システム法は、どちらかといいますと、農家のコストは、しっかり価格に反映させましょうというところなので、若干違うかと思っています。

○井本委員 もうちょっと研究してみます。

○川添委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時12分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

採決については、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、9日の月曜日に行いたいと思います。午後1時からとしたいのですがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時13分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それではそのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を散会いたします。

午後2時14分散会

令和8年3月9日(月曜日)

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

午後0時59分再開

---

○川添委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

出席委員(7人)

委員長	川添博
副委員長	下沖篤史
委員	山下博三
委員	二見康之
委員	野崎幸士
委員	井本英雄
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一郎
議事課主任主事	前鶴彩友

---

○川添委員長 委員会を再開いたします。

議案採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第45号、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第56号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号、議案第50号、議案第51号、議案第52号及び議案第56号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、その他で何かございませんか。



署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川 添 博